

## 令和6年第8回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月9日(金) 午前9時30分
- 2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
- 3 議案 別添のとおり
- 4 出席委員

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 水野 一男 | 2番  | 檜山 眞弓 | 3番  | 青山 政弘 |
| 5番  | 大曾根 栄 | 6番  | 鈴木 久夫 | 7番  | 助川 操  |
| 8番  | 福田 和一 | 9番  | 宮田 幸男 | 10番 | 石崎 甲一 |
| 11番 | 佐川 茂  | 12番 | 峯島 勝則 | 13番 | 内田 和幸 |
| 14番 | 海野 浩行 | 15番 | 綿引 桂太 | 16番 | 大森 龍一 |
| 17番 | 會澤 留美 | 18番 | 鈴木 洋  | 19番 | 根本 衛  |

- 5 欠席委員

4番 飯田 士朗

- 6 議事録署名人 12番 峯島 勝則 委員  
13番 内田 和幸 委員

議長 ただ今より、令和6年第8回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18名です。過半数が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 12番 峯島 勝則 委員  
13番 内田 和幸 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。  
本日の議案は、議案第1号から第3号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。  
事務局の説明を求めます。

事務局 ( 議案第1号の説明 )

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 　ただ今、説明のありました7件について、ご意見をお伺いします。

6番 　7番ですが、水利組合はあるのか。

事務局 　現地を見ると水利組合に入っていないと思います。確認します。

18番 　7番ですが、耕作面積が0aですが、広い農地を取得するが、耕作するには農業機械や農業用倉庫が必要だと思うが、どうするのか。

事務局 　譲受人は銚田市の農業法人に勤務しており、そこで農業に従事しています。今回農地を求めるにあたり、住宅、農機具、倉庫を一式譲渡されるので、すべてそろった状態で耕作ができます。

14番 　7番ですが、譲受人と譲渡し人の住所が同じだが、同居しているのか。

事務局 　住民票上は間借りとなっています。許可がおりしだい譲渡し人が転居します。

議 長 　他にご意見がないようですので、議案第1号の7件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 　議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件については、30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 　（ 議案第2号の説明 ）

議 長 　ただ今、説明のありました1件について、ご意見をお伺いします。

議 長 　ご意見がないようですので、議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員ですので、議案第2号について、許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満の案件は、当委員会で可否の決定をし、30アール以上の案件については、当委員会で可否の決定をしたのち、後日行われる常設審議委員会に諮問するものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 ( 議案第3号の説明 )

議 長 ただ今、説明のありました8件について、ご意見をお伺いします。

14番 7番ですが、地目が田となっているが、水利費はどうなっているのか。

事務局 現地は細長い形状で、下流部は既に非農地判断をしているような場所であり、水利費は発生しないと思われまます。先ほどと同様に確認します。

6番 7番ですが、周りは全く耕作していないのか。

事務局 周りは耕作していません。

6番 1番2番5番ですが、地目は山林ですが1番2番は現況が田、5番は地目が山林で現況が畑ですが、木は生えていないのか。

事務局 1番2番ですが、現地は木も生えてなく、すぐに建築も可能な状態です。5番につきましても、広い敷地で木は生えてなく、すぐに太陽光として使うことが可能な状態です。

議 長 他にご意見がないようですので、議案第3号の8件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、4件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、9件ありました。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第8回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 10時5分